

飯能市放課後児童クラブ加治小学区内運営事業者公募要領

1 趣旨

令和8年4月から埼玉県飯能市立加治小学校（以下「加治小学校」という。）の余裕教室等の一部を活用した放課後児童クラブを開所し、大規模児童クラブの適正規模化及び待機児童の解消を早急に図るため、放課後児童クラブ運営事業者の公募を行います。

2 応募要件

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 令和7年9月1日時点で飯能市内において、放課後児童クラブや保育所等、子育て支援に係る事業所の運営を行っている事業者で、法人であること。
- (2) 事業運営については、事業に関連する法令等を遵守し、安定した質の高い運営を実施できること。
- (3) 管理又は運営する子育て関連事業において、過去に児童の死亡事故又はそれに準じる重大な事故を起こしていないこと。
- (4) 管理又は運営する子育て関連事業において、過去3年間（過去3年間実施されていない場合は直近）に実施された自治体等の指導監査等で、文書による指摘を受けていないこと。ただし、改善見込みがあると認められる場合を除く。
- (5) 資金計画及び事業計画が適正であること。
- (6) 過去3年間（過去3年間実施されていない場合は直近）の決算において、純損失を計上していないこと。
- (7) 手形又は小切手が不渡りになっていないこと。
- (8) 税金（法人税、消費税、地方消費税、都道府県税、市町村税等）を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者でないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者でないこと。
- (11) 飯能市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と関係がないこと。

- (12) 令和 8 年 4 月 1 日の円滑な事業開始に向けて、令和 7 年度中に入室者の決定や事業開始に係る準備等を行うこと。

3 設置場所及び使用する施設

(1) 所在地

飯能市大字川寺 5 0 0 番地

(加治小学校 1 階：外国語室、教育相談室、特別活動室、トイレ等)

※上記教室等は、児童クラブと重複しない時間帯で月に 1 ～ 2 回程度、学校も授業等で使用する予定です（タイムシェア型）。学校施設の使用については、使用に関する覚書を締結します。

(2) 床面積

外国語室及び特別活動室は各約 7 0 m²、教育相談室は約 3 5 m²

(3) 構造

鉄筋コンクリート造 3 階建て

(4) 配置図及び平面図

別添図面のとおり

(5) その他設備等

上下水道及び電気は使用可。ガスは使用不可。駐車場は加治小学校と共用使用の予定。

4 公募に係る放課後児童クラブの概要及び基準

(1) 事業の目的

放課後児童クラブは、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的としています。

(2) 事業内容等

放課後児童クラブは、飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 5 号）第 3 条に規定する一般原則を満たす事業を行うものとしします。ただし、スポーツクラブや塾等を主たる目的とするものは認められません。

(3) 施設整備・運営に当たり適合すべき基準

放課後児童クラブの施設整備・運営を行うに当たっては、次の運営指針等に適合している必要があります。

- ア 放課後児童クラブ運営指針
- イ 放課後児童健全育成事業実施要綱
- ウ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
- エ 「放課後児童健全育成事業」の実施について（実施要綱）
- オ 飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(4) 対象児童

加治小学校に通学している児童又は加治小学区に居住している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない児童とします。

(5) 支援の単位及び定員

令和8年4月1日の支援の単位は1単位とし、概ね40人定員とします。実際の利用児童数は、入室申し込み状況により変動します。今後の利用児童数により、最大2単位の運営も考慮していただきます。

(6) 開所日及び開所時間

開所日・開所時間については、次の基準を下回らないこととします。

ア 学校休業日以外（平日）

放課後～午後6時30分（短縮授業時を含む。）

イ 学校休業日（土曜日、長期休業日ほか）

午前7時30分～午後6時30分

※日曜、国民の祝日及び休日、年末年始（12月29日から12月31日まで、1月2日及び3日）は閉所日とします。

(7) 事業開始日

令和8年4月1日

(8) 保険の加入

賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入してください。

(9) 保育料等

積算根拠を明確にし、利用者に分かりやすく、合理的な金額とし、保護者から徴収してください。

保育料のほか、おやつ代、入室金、夏休みや土曜日などの一日保育の際に徴収する特別保育料、臨時入室時保育料は別途徴収が可能です。

なお、保育料等の金額設定については市と協議が必要です（運営事業者として決定した場合であっても、協議の上、提案内容を変更していただく場合があります。）。

5 委託料及び補助金

(1) 委託料

国の子ども・子育て支援交付金交付要綱及び埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に定める基準額に基づき、放課後児童対策事業委託料（別紙1）を市の予算の範囲内で支払います。開所後に、市と委託契約を締結します。

(2) 補助金

飯能市放課後児童対策事業費補助金交付要綱（平成5年告示第34号）に基づき、放課後児童対策事業費補助金（別紙2）を市の予算の範囲内で支払います。開所後に、同要綱第3条の様式により申請してください。

6 事業運営に係る費用

(1) 光熱水費

運営事業者の負担となります。光熱水費の金額については覚書を作成し、按分により算定する予定です。

(2) 建物維持管理費

市が負担します。日々の保育室等の清掃等は運営事業者で行っていただきます。

(3) 建物使用料

無償とします。

(4) 施設修繕費

原則、市が負担します（放課後児童クラブの利用児童及び職員が施設を損傷した場合を除く。）。

(5) 備品・消耗品購入費

児童用のロッカー及び座卓、クッキングヒーターについては市が設置する予定です。その他の備品・消耗品については運営事業者で購入していただきます。

7 申込手続

(1) 施設見学会（任意）

加治小学校の放課後児童クラブ利用部分の見学会を令和7年9月3日（水）から令和7年9月5日（金）までの間で行いますので、希望する事業者は事前に日時の予約をこども施設課へお願いします。

(2) 質問・回答

ア 質問

公募要領の内容についての質問は、令和7年9月8日（月）から令和7年9月12日（金）午後5時までに「飯能市放課後児童クラブ運営事業者公募に係る質問票（別紙3）」にて電子メール（件名を「放課後児童クラブ運営事業者公募に係る質問票」とし、送信後電話で到着確認をしてください。）にて提出してください。電話等による口頭での質問、問い合わせは受け付けません。

イ 回答

質問への回答は原則として、令和7年9月19日（金）までに市ホームページで公表します。

（3）応募受付

ア 受付期間

令和7年9月22日（月）から令和7年10月3日（金）まで

イ 受付時間

午前8時30分から12時まで、午後1時から5時15分まで

ウ 受付場所

飯能市こども支援部こども施設課

飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所本庁舎別館2階

エ 提出方法

事前に連絡の上、応募書類を受付場所に持参してください（郵送提出不可）。

※提出書類の内容について、後日問い合わせる場合があります。

（4）応募書類

次のア～ケについて、紙媒体1部と電子メールにより提出してください。

ア 飯能市放課後児童クラブ加治小学区内運営事業者応募申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 放課後児童クラブ運営事業応募者の概要（法人概要調書）（様式3）

【添付資料】

（3－①）登記事項証明書（登記簿謄本正本）

（3－②）定款（写）

（3－③）代表者及び施設管理予定者（クラブ長）の履歴書

（3－④）過去3年間の法人収支決算書

エ 事業計画書（様式4）

オ 放課後児童クラブ施設整備・運営等に関する提案（様式5）

- カ 施設管理予定者（クラブ長）調書及び職員配置調書（様式6）
- キ 自己資金内訳書（様式7）

【添付資料】

（7－①）事業者残高証明書

- ク 放課後児童クラブ開所後の資金収支予算書（3年分）（様式8）
- ケ 国税及び市税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

※納税義務がない場合は、その旨を記載した文書を提出してください。

※各証明書については、3か月以内に発行されたものに限りします。

（5）応募の取消し

応募した者が、応募書類の提出期間の締切日の翌日から「8 運営事業者の選考」による選考までの間に、次のいずれかに該当することが判明した場合は、その応募を取り消す場合があります。

- ア 指示により求めた追加書類及び資料の提出が、指示された期間内に行われなかった場合
- イ 本公募要領に著しく逸脱した場合又は応募書類に虚偽の内容が含まれていた場合
- ウ 「2 応募要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- エ 応募者（代表者又はその関係者）が、本募集の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本市職員などの本件関係者と接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

（6）応募に当たっての留意点

- ア 応募書類の提出については、代理人でも可とします。
- イ 応募書類の提出期間締切後、指示により追加書類及び資料の提出を求めた場合には、指示された期間内に提出してください。
- ウ 選考結果等にかかわらず、応募に関する費用は応募者の負担となります。
- エ 提出された書類等は返却いたしません。
- オ 応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を提出してください。
- カ 応募者及びその関係者から市の担当者等に対して自らの応募書類・提案の内容の優劣等を質問するなどの個別相談、審査内容に係る問合せは、公募の公平性を期すため受け付けません。
- キ 応募書類の提出後は、記載内容の変更は原則できません。

8 運営事業者の選考

(1) 運営事業者の選考

本市が設置する飯能市放課後児童クラブ運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、応募要件を満たした者から提出された応募書類及びヒアリングにより審査し、運営事業者を選考します（ヒアリングの日程については個別にお知らせします。）。

(2) 選考基準

応募要件及び適合すべき基準を満たしているかなどの確認を行い、要件等を満たす事業者について、「放課後児童クラブ審査基準（別紙3）」に基づき審査採点を行います。各選考委員が評価した点数を合算したものの平均が満点の60%以上となった事業者の中から、合計点数が最も高い者を運営事業者とします。

なお、合計点数が同点の場合は、選考委員ごとに順位を比較し、1位を獲得した数が多い者とし（同じ選考委員が1位を複数とした場合はそれぞれカウントする。）、その数が同数の場合は、各選考委員が1位と評価した点数の合計が最も高い者とします。

それでも同点の場合は、選考委員の投票により、1番多い票数を獲得した者とします。

(3) 得点の付け方

選考委員は「放課後児童クラブ審査基準（別紙4）」の各審査項目についてA～Eの5段階評価を行い、配点に評価に応じた得点率を乗じて得点を算出します。

【評価内容と得点率】

評価	評価内容	得点率
A	非常に優れている点がある。	×1.0
B	優れている点がある。	×0.75
C	評価すべき点があるが、優れている点が見当たらない。	×0.5
D	評価すべき点があまり見当たらない。	×0.25
E	評価すべき点が全く見当たらない。	×0

(4) 選考結果の公表等

選考結果（10月中旬予定）は各事業者に個別に通知するほか、市のホームページにおいて公表します。

運営事業者については事業者名を公表し、その他の事業者については事業者名の公表は行わず、応募件数等の公表とします。

ア 選考結果に関する説明の機会

選考結果に関して説明を求める事業者は、選考結果が公表された日の翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により説明を求めることができることとします。

イ 説明要求に関する回答

市は、説明を求められた場合、当該説明を求める書面を受領した日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答することとします。

ウ 再説明要求

イの書面による回答を受けた事業者は、再度1回に限り説明を求めることができることとします。

9 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年8月27日(水)	募集開始
令和7年9月3日(水)～9月5日(金)	施設見学会（任意）
令和7年9月8日(月)～9月12日(金)	質問の受付
令和7年9月22日(月)～10月3日(金)	運営事業者応募書類提出期間
令和7年10月上旬(予定)	選考委員会（ヒアリング）
令和7年10月中旬(予定)	運営事業者決定
令和7年11月～	開所準備開始
令和8年1月～2月	入室児童募集・決定
令和8年3月	事業開始の届出
令和8年4月1日(水)	事業開始

※日程は、都合により変更する場合があります。

10 その他

- （1）審査の結果、運営事業者として決定された場合であっても、提出された提案内容どおりの運営ができないことが明らかになった場合は、事業者としての決定を取り消し、市が支払った委託料及び補助金を返還させる場合があります。
- （2）運営事業者として決定した場合であっても、協議の上、提案内容を変更していただく場合があります。

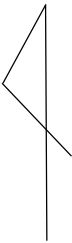
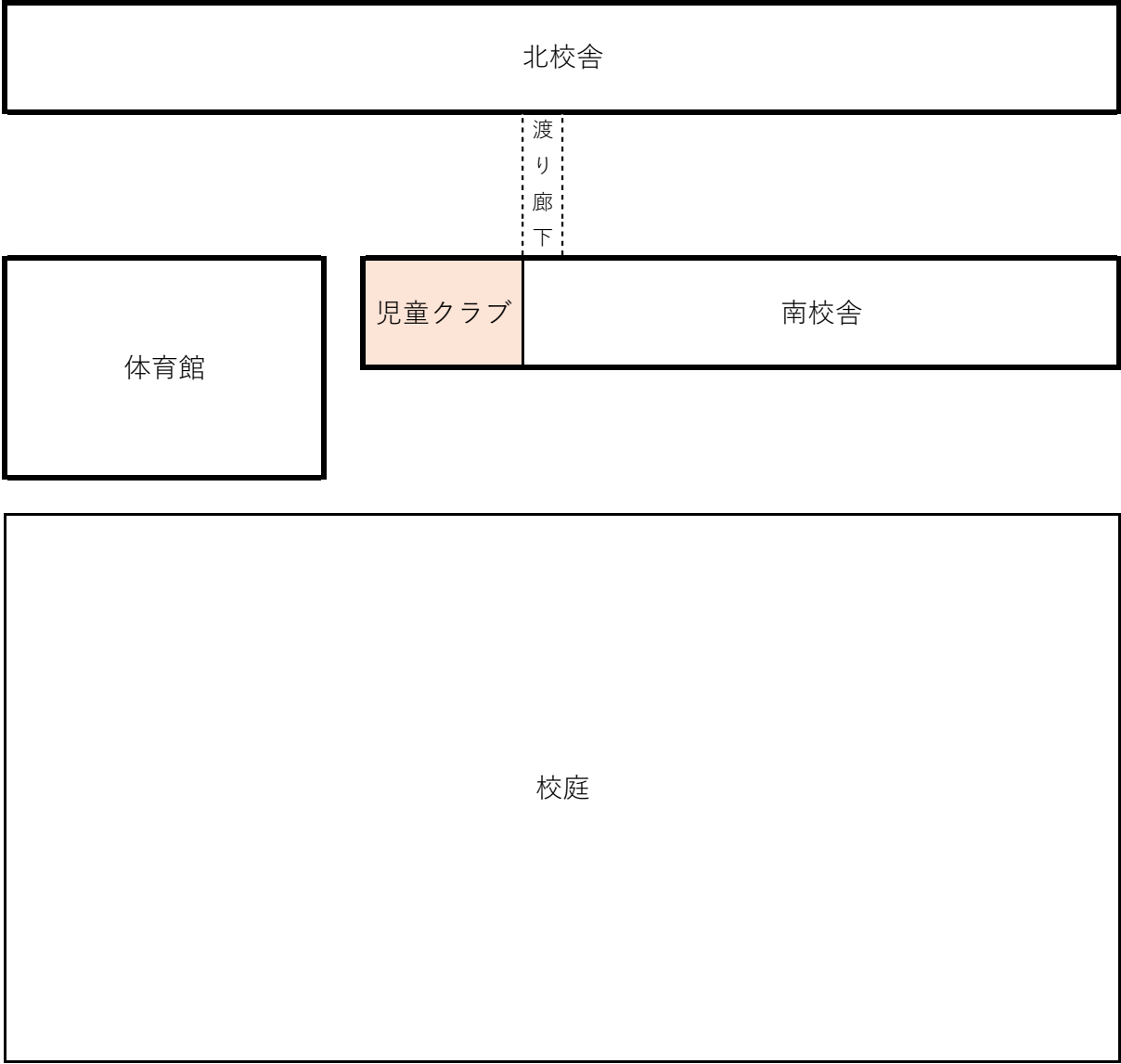
1 1 問い合わせ先

飯能市こども支援部こども施設課整備推進担当

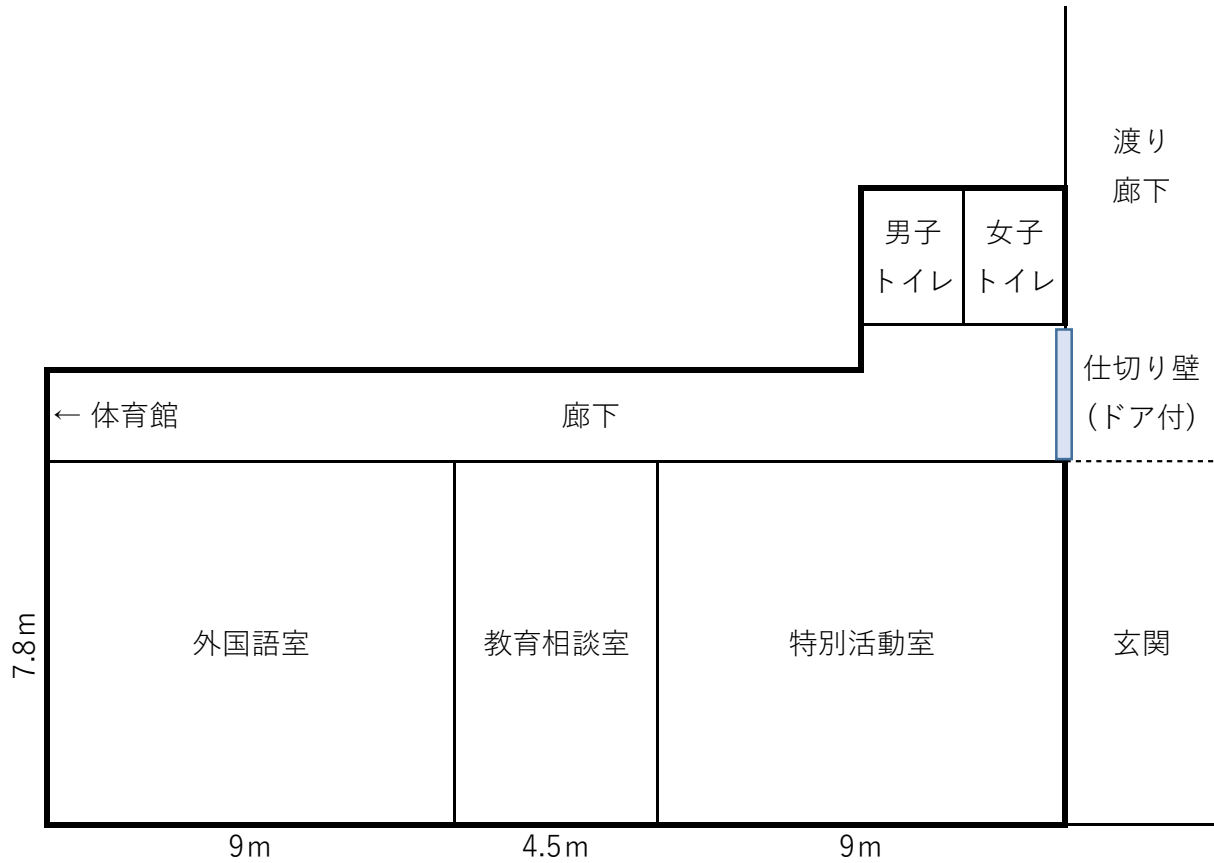
電話：042-973-2111(代) 内線415

メールアドレス：kodomoshisetsu@city.hanno.lg.jp

加治小学校配置図



加治小学校平面図（1階）



【留意事項】

- ・放課後児童クラブとして利用する範囲は上記平面図の太枠となります。
- ・タイムシェア型のため、月1～2回程度、学校の授業等で教室を使用する予定です。

(別紙1)

放課後児童対策事業委託料

令和7年度の放課後児童クラブの運営に係る市からの1支援の単位当たりの主な委託料は以下のとおりです。

※委託料は、国及び県の補助基準額を基に算定するため、金額が変更になる場合があります。

区分	内容(対象経費)	委託料
基本額	支援員等の人件費を含めた、放課後児童クラブの運営に要する経費(飲食物を除く。)	常勤支援員2名以上配置(年額) 1～19人 4,615,000円-(19人-児童数)×30,000円 20～35人 6,939,000円-(36人-児童数)×27,000円 36～45人 6,939,000円 46～70人 6,939,000円-(児童数-45人)×85,000円 71人以上 4,740,000円 支援員等2名以上配置(年額) 1～19人 2,794,000円-(19人-児童数)×30,000円 20～35人 5,117,000円-(36人-児童数)×27,000円 36～45人 5,117,000円 46～70人 5,117,000円-(児童数-45人)×85,000円 71人以上 2,917,000円
開所日数加算額	年間開所日数が250日を超え、かつ長期休暇等に1日8時間以上開所する放課後児童クラブの運営に要する費用(飲食物を除く。)	常勤支援員2名以上配置 (年間開所日数-250日)×28,000円 支援員等2名以上配置 (年間開所日数-250日)×21,000円
長時間開所加算額(平日分)	18時半を越えて開所する場合の運営に要する経費(飲食物を除く。)	常勤支援員2名以上配置 18時半を超える時間の年間平均時間数×720,000円 支援員等2名以上配置 18時半を超える時間の年間平均時間数×449,000円
長時間開所加算額(長期休暇等分)	1日8時間を超えて開所する場合の運営に要する経費(飲食物を除く。)	常勤支援員2名以上配置 1日8時間を超える時間の年間平均時間数×324,000円 支援員等2名以上配置 1日8時間を超える時間の年間平均時間数×202,000円
運営費加算	年間開所日数200日以上の放課後児童健全育成事業所(飲食物を除く。)	年額1,304,000円
障害児受入推進事業加算	障害児受入に必要な専門的知識等を有する支援員等を配置する事業の実施に必要な経費(飲食物を除く。)	年額2,232,000円

障害児受入強化 推進事業加算	障害児を3人以上受け入れ、かつ障害児担当支援員等を上記に加えて1名以上配置する事業の実施に必要な経費	年額2,232,000円
放課後児童支援員等処遇改善事業	18時半を超えて開所し、かつ年間250日以上開所する事業者において、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員の賃金改善に必要な経費	年額1,829,000円
小規模放課後児童クラブ支援事業	児童の数が19人以下の児童クラブにおいて、支援員等を複数配置する場合、2人目以降の支援員等に係る人件費	年額697,000円
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費	年額1,568,000円
放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	放課後児童支援員に対する、経験年数や研修実績に応じた段階的な賃金改善に必要な経費	① 放課後児童支援員を配置 1人当たり 131,000円 ② 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 1人当たり 263,000円 ③ ②の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置 1人当たり 394,000円 年額919,000円を上限とし、上記①～③の合計額
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)	放課後児童支援員等処遇改善事業の実施に必要な経費	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数

- 1 児童数は、利用希望日数を基に算出された児童数の年間平均人数を用います。
- 2 障害児加算の対象となる児童は、児童クラブの対象児童であって、次のいずれかに該当する児童
 - (1) 身体障害者手帳又は療育手帳を所持する児童
 - (2) 専門機関による、障害児であることの証明を有する児童
 - (3) 特別支援学校小等部又は小学校の特別支援学級に通学する児童
- 3 年額のものについては、実施月数による月割り(1円未満切り捨て)
- 4 埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱に定める算定方法に準じます。

(別紙2)

放課後児童対策事業費補助金

区分	対象経費	基準額
児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により届出が行われている児童クラブ	土地及び建物の借上げに要する経費	月額 200,000円以内
	損害賠償責任保険及び傷害保険の保険料	年額 24,000円以内
	施設修繕等に要する経費	年額 100,000円以内
	社会保険料事業主負担分補助	前年度実績額の4分の1に相当する額
	地域住民と協働して実施する事業の実施に必要な経費のうち市長が認めるもの	年額 120,000円以内
	飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第35号)第8条第1項に規定する放課後児童支援員又は同条第2項に規定する補助員に係る健康診断に要する経費	1人当たり 年額4,200円以内
利用児童数が19人以下の児童クラブ	放課後児童対策事業の実施に必要な経費のうち市長が認めるもの	年額 834,000円以内
市長が別に定める保育料減免事業を実施している放課後児童クラブ	保育料減免事業の実施に要した経費のうち市長が認めるもの	保育料減免相当額の2分の1に相当する額

(別紙 3)

飯能市放課後児童クラブ運営事業者公募に関する質問票

住 所

法 人 名

担当者名

電話番号

メールアドレス

資料名	
ページ番号	
項目名	
質問内容	

放課後児童クラブ審査基準

審査の基準	評価項目	配点	評価の主なポイント
1. 管理運営体制	(1) 財務面の健全性・安定性	30	財務状況が健全であり、安定した運営が可能な財務基盤を有しているか。
	(2) 開所後の収支予算	20	適正な金額を計上しており、実現可能なものか。
	(3) 管理者予定者(クラブ長)	20	施設管理者としての資質があり、経験等が豊富か。
	(4) 職員配置計画・採用計画	20	支援員等が適正に配置されているか。また、人員の確保や緊急時の応急体制が期待できるか。
	(5) 事業の運営実績	30	過去の運営実績及び現在の運営状況から、適正な運営が継続的に可能であるか。
	(6) 個人情報の保護	20	適正な個人情報の取扱い等がなされ、情報管理が徹底されるよう具体的な管理方法が示されているか。
2. 保育の内容及び職員の人材育成について	(1) 基本理念・基本方針	30	放課後児童健全育成事業の内容を理解し、適正かつ具体的な内容が示されているか。
	(2) 保育の事業内容	30	年間スケジュールや年間目標が児童にとって有益かつ具体的であり、実現可能なものか。
	(3) 日々の保育内容の評価・改善の仕組み	20	保育内容の評価・改善の仕組みが具体的に示され、児童や保護者の満足度を高め、高い信頼を得ることにつながることを期待できるか。
	(4) 危機管理の考え方(衛生・事故対応・防犯等)	20	食中毒の防止や施設の衛生管理、事故の防止や事故発生時の対応、不審者等の対応が具体的かつ実現可能なものか。
	(5) 災害時の安全対策	20	大雨や火災、地震等の防災対策、災害時の対応と体制が具体的かつ実現可能なものか。
	(6) 保護者対応について	20	保護者との連絡体制、関わりが適切であり、保護者との信頼関係が築ける内容か。
	(7) 苦情処理体制	20	苦情への対応が具体的であり実現可能なものか。
	(8) おやつについて	10	おやつの内容や提供方法、アレルギー対応等について適正かつ実現可能なものか。
	(9) 障害のある児童の受け入れについて	20	障害のある児童の受け入れに対する考え方、保育方法や配慮等が適正かつ実現可能なものか。
	(10) 職員の研修計画・人材育成	20	研修計画が具体的であり、有効かつ実現可能なものか。
	(11) 近隣住民対応について	10	近隣との良好な関係を確保するための対応方法は適正かつ実現可能なものか。
	(12) 学区内の他児童クラブとの協力体制について	20	他児童クラブと協力し、事業を展開できるか。
	(13) 開所時間	10	開所時間が基準以上であり、保護者が利用しやすい時間帯であるか。
	(14) その他の対応について	10	前記(1)から(13)以外に関することで、評価できる提案等があるか。
計		400	